

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 25 日

都道府県
各 指定都市 生活保護主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

要保護者の生活状況の把握及び居住の安定の支援等の対応について

日頃より生活保護行政の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

要保護者の生活状況の把握及び居住の安定の支援等の対応については、「住宅扶助の認定にかかる留意事項について」（平成 27 年 5 月 13 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 27 年通知」という。）や「被保護者の生活状況に関する状況把握等の対応について」（令和 5 年 9 月 20 日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「令和 5 年事務連絡」という。）などにより適切な対応をお願いしているところ です。

今般、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）において、令和 5 年事務連絡の内容を踏まえて、問 12-2「劣悪な施設等に居住する者への転居指導について」を改正するとともに、問 12-2-2「自立助長の妨げとなる借家等に居住する者への助言等について」を追加しました。

これらの通知等における対応においては、下記の内容にご留意いただき、生活保護法（以下「法」という。）、関係法令・通知等に基づく適切な対応を改めてお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内の福祉事務所設置市町村に本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配意をお願いいたします。

記

1 福祉事務所による生活保護受給世帯等への情報提供及び支援について

平成 27 年通知においては、福祉事務所に対して、地域の賃貸住宅について必要に応じて生活保護受給世帯へ情報提供を行うことをお願いしているが、平成 27 年通知、令和 5 年事務連絡や問答集にある転居に関する支援等が必要となるに至るような、入居によって自立を阻害する状況となるおそれがある物件や施設の情報提供を行うことは、適切ではない。

福祉事務所において要保護者に入居可能な個別物件・施設を情報提供する場合には、当該物件・施設の内容や当該物件・施設に係る事業者の契約内容（金銭管理契約の内容を含む。）を必要な範囲で適切に把握し、入居によって要保護者の自立を阻害する状況にならないか等、必要な検討を行い、他の事業者の個別物件・施設の情報提供が可能である旨も適宜伝達し、適切に対応すること。

また、入居後において、要保護者から相談等があった場合を含め、平成 27 年通知、令和 5 年事務連絡や問答集にあるような、当該物件・施設への入居によって要保護者の自立を阻害する状況にあることを把握した場合には、必要な支援を適切に行うとともに、他の要保護者に入居可能な個別物件・施設を情報提供する場合には、当該物件・施設については把握した状況等を踏まえて情報提供を行わないこととする等、適切に対応すること。

前記の「要保護者の自立を阻害する状況にある」とは、住環境が著しく劣悪な状態であり、又は、金銭管理契約の締結を含め、居室の提供以外のサービスの利用を強要するなどの不当な行為が認められるなどをいうものであり、特定のアパートを生活保護受給者の入居を通じて満室にした上で、そのアパートを投資物件として転売する場合に限られるものではなく、平成 27 年通知、令和 5 年事務連絡や問答集にあるように、転居が適当と確認した場合には、適切な居住環境への転居を促すなど、必要な支援を行うこと。

また、居室の提供以外のサービスの利用の強要については、民法や消費者契約法を始めとする法令により取消し又は無効とすることができる場合がある（居室の賃貸借についても、借地借家法により無効とすることができる場合等がある。）ため、法テラスや無料法律相談等の利用を勧奨するなど、必要な助言を行うこと。

2 保護費の適正な支払いについて

保護費（生活扶助等）の支払いは、法に基づき、原則として、生活保護受給世帯の世帯主又はこれに準ずる者に対して行う必要があり、福祉事務所において適切に対応すること。

例えば、居宅における生活保護受給世帯の世帯主が第三者と金銭管理契約を締結している場合であっても、それをもって保護費の支払先を当該第三者とすることにはならないものである。

また、保護費の支払いを受ける被保護者が第三者と金銭管理契約を締結している場合であって、当該被保護者からの聞き取りなどにより、当該被保護者が契約の必要性や内容を十分に理解しないで締結していると認める場合には、当該被保護者がその意に反して保護費を受け取ることができない状況にあることも考えられることから、そういった状況がないかなどを確認し、平成 27 年通知、令和 5 年事務連絡や問答集にあるような、当該被保護者の自立を阻害する状況にあることを把握した場合には、前記 1 にあるように必要な支援を適切に行うこと。

3 無料低額宿泊所等への適切な対応について

福祉事務所において、被保護者の住居に関する契約内容や、訪問調査での聞き取り等により、被保護者が入居する住居等において、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号。以下「基準省令」という）第 2 条の事業範囲（※）に該当する事業が行われていることを把握した場合や、被保護者が入居する無料低額宿泊所等において、不当な行為等が疑われる場合には、速やかに都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）に報告を行うこと。

都道府県等においては、被保護者が入居する住居が無料低額宿泊所に該当し、無届の施設であることを把握した場合には、当該事業者に対して、社会福祉法第 68 条の 2 に基づく無料低額宿泊所の設置の届出を行うよう勧奨すること。

また、福祉事務所においては、無料低額宿泊所等に入居している被保護者への保護費の支払いについて、「無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について」（令和2年8月24日社援保発0824第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の4（1）に定めるところにより被保護者本人に対して適切に行うこと。

さらに、福祉事務所及び都道府県等においては、入居者の日常生活に係る金銭管理について、基準省令第26条において、入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とし、無料低額宿泊所による金銭の管理は入居者本人の希望するものであり、入居に関する契約とは別に契約するものであること等を条例の参酌基準として規定していることや、職員が金銭管理を行うことについて、金銭の適切な管理に支障がある入居者本人が金銭の管理を希望する場合に限定したものであること等に留意すること。

（※）無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）
（無料低額宿泊所の範囲）

第二条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

4 該当事例を把握した場合の厚生労働省への報告及び管内実施機関への共有について

福祉事務所設置都道府県・市町村及び無料低額宿泊所を所管する都道府県等におかれては、前記1にある、平成27年通知、令和5年事務連絡や問答集にあるような、入居によって要保護者の自立を阻害する状況にある物件や施設に該当する事例を把握した場合には、令和6年度において、速やかに、別添の様式により、各実施機関（指定都市・中核市含む。）から都道府県本庁あてに、報告すること。報告を受けた都道府県は、同様の事業者による事例に関する注意喚起の観点から、近隣の他の自治体においてもこうした事例を認識できるよう、管内実施機関に適宜情報共有いただきたい。あわせて、都道府県は、自身を含む各実施機関からの報告

について、本事務連絡担当（厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係）に、報告すること。また、当該事例に対応いただいた後には、対応内容についても、別途、報告をお願いしたいと考えているので、対応いただきたい。

なお、厚生労働省に報告いただいた内容について、他の都道府県の近隣に所在する実施機関の事例の場合や、複数の都道府県で同様の事例が確認される場合等は、厚生労働省から他の都道府県本庁にも情報共有することがあるため、ご承知おきいただきたい。

【参照条文及び関係通知】

◎生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）（抄）

（生活扶助の方法）

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（略）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2・3 （略）

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（略）

2 （略）

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 地域密着型介護老人福祉施設（略）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（略）又は介護医療院（略）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（略）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 前条第一項ただし書の規定により生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して交付するものとする。

（保護の方法の特例）

第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項（略）の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品（略）のうち、（略）被保護者（略）が支払うべき費用（略）について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

◎社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（社会福祉住居施設の設置）

第六十八条の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設（以下「社会福祉住居施設」という。）を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
 - 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 建物その他の設備の規模及び構造
 - 五 事業開始の年月日
 - 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
 - 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

（社会福祉住居施設の基準）

- 第六十八条の五 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。
- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数
 - 二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積
 - 三 社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 四 社会福祉住居施設の利用定員
- 3 社会福祉住居施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

◎無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）（抄）

（運営規程）

- 第七条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 入居定員
 - 四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - 五 施設の利用に当たっての留意事項
 - 六 非常災害対策
 - 七 その他施設の運営に関する重要事項
- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。）に届け出なければならない。

（入居申込者に対する説明、契約等）

- 第十四条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2～11 （略）

（利用料の受領）

- 第十六条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居室使用料
 - 三 共益費
 - 四 光熱水費
 - 五 日用品費
 - 六 基本サービス費
 - 七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。
- 一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
 - 二 居室使用料
 - イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
 - 三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
 - 四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
 - 五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
 - 六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
 - 七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
 - イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
 - ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（日常生活に係る金銭管理）

第二十六条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- 一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- 二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- 三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- 四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- 五 第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- 六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- 七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- 八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- 九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- 十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）に届け出ること。
- 十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- 十二 金銭等の管理の状況について、都道府県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

○生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）（抄）

第 7 最低生活費の認定

問 30 局長通知第 7 の 4 の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

1～6 （略）

7 現に居住する住宅等において、賃貸人又は当該住宅を管理する者等から、居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求などの不当な行為が行われていると認められるため、他の賃貸住宅等に転居する場合

8 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合

9・10 （略）

11 居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合

12～18 （略）

○住宅扶助の認定にかかる留意事項について（平成 27 年 5 月 13 日社援保発 0513 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（抄）

3 福祉事務所は、生活保護受給世帯が保護開始時に住宅を確保する場合や受給中に転居する必要がある場合には、最低居住面積水準を満たす等、適切な住宅の確保を図るため、例えば不動産関係団体と連携し、民間の不動産賃貸情報などを活用した支援を行える体制を整える等、その仕組みづくりに努めること。（略）

その際、住宅扶助の代理納付の仕組みを積極的に活用して家賃滞納のリスク解消という家主に対するメリット付けを行うことや、必要に応じて不動産業者へ同行する等の居住先確保の支援に取り組むこと。

また、日頃から公営住宅担当部局や不動産関係団体と連携を図り、地域の公営住宅や UR 賃貸住宅、民間の不動産賃貸住宅の空き状況等について把握しておき、必要に応じて生活保護受給世帯へ情報提供を行うこと。さらに、支援の必要な高齢者にあっては、現在、養護老人ホームでは定員割れの施設も見られることから、福祉事務所が高齢者福祉担当部局と連携を図り、養護老人ホームへの入居も選択肢として検討すること。

4 福祉事務所は、生活保護受給世帯に対する訪問活動等によって、生活実態の把握及び居住環境の確認に努めるとともに、住環境が著しく劣悪な状態であり、転居が適当であると確認した場合には、適切な居住場所への転居を促すなど必要な支援を的確に行うこと。

また、転居等で新たに入居しようとする住宅の家賃・間代等が近隣同種の住宅の家賃額と比較して、合理的な理由なく高額な設定となっていると認められる場合には、適正な家賃額の物件に入居するよう助言指導を行うこと。

○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（令和元年 9 月 10 日社援発 0910 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）（抄）

第 1 一般的事項

1 無料低額宿泊所の事業範囲

基準省令第 2 条は、無料低額宿泊所の事業の範囲について規定したものであり、同条各号に掲げる事項を満たす場合には、無料低額宿泊所に該当するものとして、社会福祉法第 68 条の 2 の規定による届出が必要となるものであること。

なお、同条ただし書の規定については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）その他の法律により必要な規制が行われている場合や、自治体等から事業の委託や事業費の補助等が行われており、無料低額宿泊所とは事業目的や対象者が異なる事業であることが明らかであるものが該当するものである。

（１） 同条第 1 号イの「生計困難者」の範囲は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者とし、「生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合」には、路上生活者等に声かけして入居の申込みを行わせている場合、生計困難者を対象とした生活相談等を実施して入居のあっせんを行っている場合及び生活保護の申請を行うことを前提として入居者を募集している場合を含むこと。

（２） 同号ロ及びハの「被保護者の数の割合」については、直近 1 年間（事業開始から 1 年未満の場合は事業開始から直近月まで）の利用実績から判断すること。新規に事業開始する場合にあっては、事業者が入居を想定している対象者により判断することとして差し支えないが、事業開始時には無料低額宿泊所に該当しないこととした場合であっても、事業開始から 6 か月間の利用実績において、被保護者の数の割合がおおむね 50 パーセント以上であることが判明した場合には、無料低額宿泊所に該当するものとして判断すること。

（３） 同号ハの「共益費」は、共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用を指すものであり、共益費という名目でも、当該費用が食事や日用品の供与等のサービスに係る費用に充てられている場合には、利用料を受領してサービスを提供しているものとして、無料低額宿泊所に該当するものとして判断すること。

また、居室を提供する事業者と、サービスを提供する事業者が異なる場合であっても、一方の事業者の役員や代表者が他方の事業者の役員等を兼務している場合、それぞれの事業者が親会社と子会社の関係にある場合、事業者間で委託契約等が結ばれている場合等については、各事業者に密接な関係があるものとして判断すること。

（４） 同条第 2 号は、「居室使用料」について、無料であるか、又は近隣同種の住宅との均衡を失しない範囲として、その具体的な基準は、生活保護の住宅扶助特別基準の金額以下のものを指すものであること。

2～10 （略）

第 4 運営に関する基準

1 入居申込者等に対する説明、契約等

（１） 基準省令第 14 条第 1 項は、入居者に対しては、サービスの提供に際して、あらかじめサービスを選択するために必要な重要事項について説明を行い、同意を得た上で、契約を結ばなければならないことを規定したものである。

また、契約については、居室の利用（居室及び共用設備の利用並びに電気、ガス、水道等の設備の利用に付随して利用されるものを含む。）に係る契約と、居室の利用以外の契約（食事、日用品等の提供、基本サービス等）に係る契約をそれぞれ文書により締結すること。

なお、入居に当たっては、提供するサービスについて十分な説明を行い、入居者本人の同意を得た上で契約を締結するものであり、入居者が望まないサービスの利用を強制してはならないものであること。

（２）～（６） （略）

2～9 （略）

10 日常生活金銭管理

（１） 基準省令第 26 条は、入居者の日常生活に係る金銭の管理について規定したものである。入居者の金銭管理については、入居者本人が行うことが原則であるが、金銭の適切な管理に支障がある者について、本人の安定した生活の維持や金銭の自己管理に向けた訓練等のために必要がある場合には、一定の要件を設けた上で、無料低額宿泊所の職員が金銭管理を行うことを妨げないこととしたもの。職員が金銭管理を行うことについて、金銭の適切な管理に支障がある入居者本人が金銭の管理を希望する場合に限定したものであるため、入居者の状況や金銭管理を希望するか否かによらず入居者全員と金銭管理契約を行うことは認められないものであること。

(2)～(4) (略)

(5) 金銭管理は入居者の意思を尊重して管理することとし、入居者本人の意思に反して、個々の支出を極端に制限し、あるいは購入品を限定してはならないこと。また、入居者本人が金銭等の管理契約の解約を申し入れたときは、解約するとともに管理する金銭等を速やかに返還する必要があること。

(6) (略)

11～16 (略)

○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について（令和2年3月27日社援発0325第14号厚生労働省社会・援護局長通知）（抄）

4 無料低額宿泊所への調査等の実施にかかる留意事項

(1) 福祉事務所においては、被保護者が入居する住居等において無料低額宿泊所の事業範囲に該当する事業が行われていることを把握した場合には、都道府県等の本庁に報告を行うこと。また、無料低額宿泊所等（無届けの無料低額宿泊所等を含む。）の入居者への訪問調査を行う際には、適切な処遇が行われるかなどの生活実態を把握するとともに、不当な行為等が疑われる場合は、都道府県等に報告を行うこと。

(2)・(3) (略)

○無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について（令和2年3月27日社援発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（抄）

第4 無料低額宿泊所における留意事項

(1) 無届けの無料低額宿泊所への対応について

福祉事務所は、無料低額宿泊所の事業の範囲に該当しているが、無料低額宿泊所としての届出を行っていない事業所を把握したときは、都道府県・指定都市本庁、中核市本庁（以下「都道府県等」という。）にその旨を連絡し、都道府県等は、当該事業者に対して届出の勧奨を行うこと。

また、福祉事務所は、無料低額宿泊所の届出を忌避している事業所について、被保護者への紹介は行わないこととし、現に当該事業所に入居している被保護者については、転居等の支援を行うこと。

なお、上記の取扱いについては、現に基準省令第11条に規定する「サテライト型住居」に準じた事業を実施しており、令和4年4月までに届出を予定している事業所はこの限りではないこと。

(2) (略)

○無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について（令和2年8月24日社援発0824第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（抄）

1～3 (略)

4 留意事項

(1) 福祉事務所は、無料低額宿泊所等に入居している被保護者への保護金品の支給については、直接無料低額宿泊所等の事業者に交付することなく、被保護者本人へ確実に交付されるようにすること。

ただし、居室使用料等及び共益費については、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日社援発第0331006号当職通知）により、代理納付を行うことができるものであること。

(2) 福祉事務所は、保護の実施責任を有する被保護者が居住している無料低額宿泊所等を訪問し、適切な処遇が行われているか等生活実態の把握に努めるとともに、当該被保護者に対して、居住上問題が生じた場合には連絡するよう徹底させ、劣悪な状況であると認められるときには、転居指導を行うとともに必要な支援を行うこと。

- (3) 福祉事務所は、保護の実施責任を有する被保護者が無料低額宿泊所に居住している場合には、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 344 号）の規定を標準とし又は参酌して定める条例に定める事項が遵守されているか確認すること。

また、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の長）は、無料低額宿泊所に対する社会福祉法第 70 条の規定による調査等によって把握された情報を福祉事務所に適宜提供し、福祉事務所における無料低額宿泊所に入居する被保護者の生活実態の把握に協力すること。

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局保護課

企画法令係 TEL03-5253-1111（内線 2827）

保護係 TEL03-5253-1111（内線 2826）

自立支援係 TEL03-5253-1111（内線 2833）

※事業者によるサービス利用の強要等、要保護者の自立を阻害する状況にある事例を把握した場合の報告は以下にお送り願います。

（送付先）：自立支援係 seihojiritsu@mhlw.go.jp